

奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月十四日治道北部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十六年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾